東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 1月 8日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|------------------|--|------|----|
| 1 | 4 号 機 | 換気空調系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋排気ファン(A)用の所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4A-2-3(3B)の電磁接触器において、異音の発生が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理。 | GⅢ | |
| 2 | | 廃棄物処理設備固化系ドラム缶スミヤ装置コラム旋回用直流制御用電動機制御装置の電磁接触器において、異音の発生が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理。 | GⅢ | |
| 3 | | 4号機廃棄物系共通配管ダクト(放射性廃液移送用)のコンクリート補修工事に先立ち現場調査を実施したところ、床面に滞留水があり、当該ダクトの耐震ジョイント部及びコンクリート目地部から流入水跡が確認され(水分析結果:pH8.2 塩素42ppm 放射能濃度検出限界未満)、当該部より地下水の流入水があったものと推定されるため、対策検討。 | GⅢ | |